

PCB廃棄物を適正に 処理しましょう

! 低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和**9**年**3**月**31**日まで

- 環境大臣の認定又は都道府県知事の許可を受けた施設での処分が必要です
- 無害化処理業者等に処理委託しましょう



無害化処理
を行う事業者



! 以下のことに注意してください

- 無料回収業者など許可のない業者にPCB廃棄物を引き渡してはいけません
- 古い電気機器^{*}を廃棄する時は、PCB含有の有無を必ず確認してください
- 電気機器由来の油を廃棄する時は、PCB含有の有無を必ず確認してください

※平成初期までに製造された機器

PCB汚染の可能性のある電気機器



要調査

- X線照射装置
- 電力用コンデンサー
- 電気溶接機
- 自家用電気工作物の変圧器
- 昇降機
- 分電盤
- モーターなどに付属または内蔵する低圧コンデンサー

(お問合せ先)

石川県生活環境部資源循環推進課 指導グループ

TEL 076-225-1474

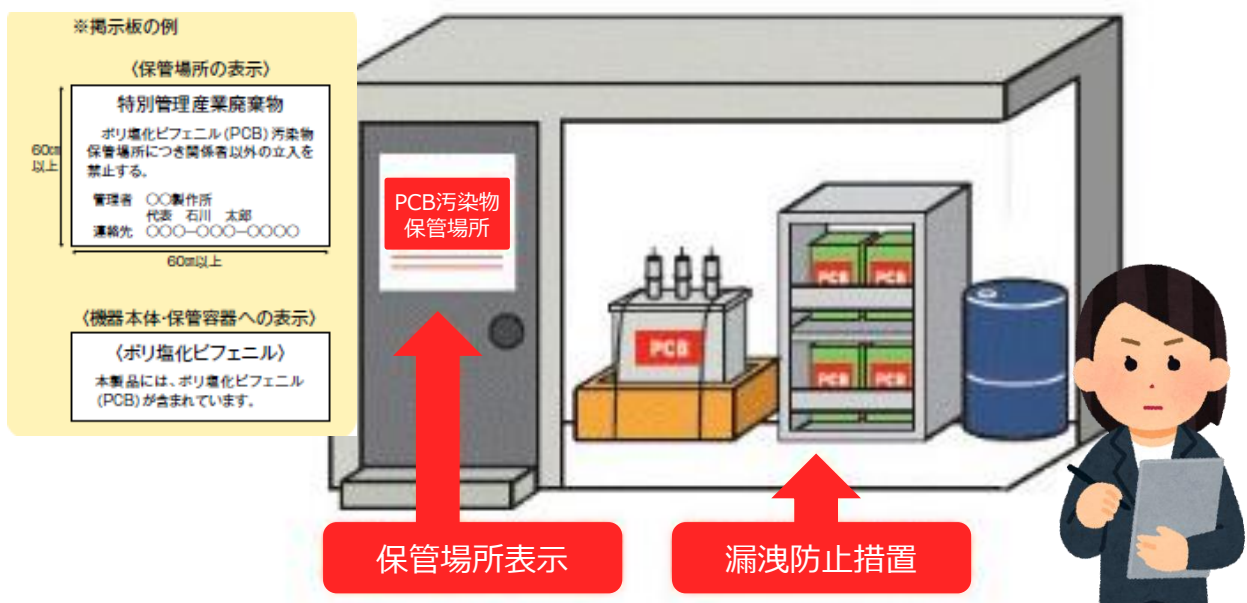


PCB廃棄物は適正に保管されていますか

廃棄物が適正に保管されているか確認してみましょう！

- 周囲に囲いはありますか？
- 見やすい箇所に掲示板はありますか？
- 高温にさらされないために必要な措置を講じていますか？
- 容器に入れ密封するなど揮発防止のために必要な措置を講じていますか？
- 腐食の防止のために必要な措置を講じていますか？
- 飛散、流出、地下浸透、悪臭発散を防止する措置を講じていますか？
- 他のものが混入しないように仕切りを設けるなどの措置を講じていますか？
- 特別管理産業廃棄物管理責任者を置いていますか？

(保管の例)



「環境省 低濃度PCB廃棄物早期処理情報サイト」(<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/notification/procedure.html>)を加工して作成

(お問合せ先)

石川県生活環境部資源循環推進課 指導グループ
TEL 076-225-1474

